

銚子市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

平成24年3月29日

銚子市告示第25号

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修を行う市民に対し、当該耐震改修に要する費用について、予算の範囲内で木造住宅耐震改修費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、銚子市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱(平成19年銚子市告示第54号)に基づく補助制度と相まって、木造住宅の耐震改修の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊等から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

耐震改修 耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅について、当該評点を1.0以上とすることをいう。

耐震改修設計 耐震診断士が、耐震改修のために必要となる工事の設計図書を作成すること及び当該工事の実施後における木造住宅の上部構造評点を算定することをいう。

耐震改修工事 耐震診断士の工事監理の下において、耐震改修設計に基づき行われる工事をいう。

耐震改修工事監理 耐震改修工事の施工の過程において、耐震診断士が設計図書と照合し、設計図書のとおり実施されているかを確認することをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、銚子市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の例による。

(補助金の交付)

第3条 市長は、木造住宅の耐震改修を行う者に対し、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(第7条において「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

次条の規定により補助金の交付の対象となる木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)を所有し、かつ、当該補助対象住宅に居住していること。

市税を滞納していないこと。

(補助対象住宅)

第5条 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす木造住宅とする。

本市の区域内に所在すること。

一戸建ての専用住宅又は併用住宅(人の居住の用に供する部分の床面積が建築物の全体の床面積の2分の1以上であるものに限る。)であること。

地上階数が2以下であること。

昭和56年5月31日以前に着手された工事により建築されていること。

耐震診断による上部構造評点が1.0未満であること。

2 補助金の交付は、一の補助対象住宅につき1回限りとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) 補助金の額及び限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額	限度額
耐震改修設計に要する費用	補助対象経費の3分の1に相当する額（その額に	5万円
耐震改修工事及び耐震改修工事監理に要する費用	1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	45万円

（耐震改修工事の施工者の要件）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けて耐震改修工事を行うときは、次の各号（耐震改修工事に要する費用の額が500万円以上である場合にあっては、第1号に限る。）のいずれかに該当する者に施工させなければならない。

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可（建築工事業又は大工工事業に係るものに限る。）を受けている者

10年以上建築工事に関する実務経験を有する者

その他市長が適当と認める者

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、耐震改修設計、耐震改修工事又は耐震改修工事監理に係る契約を締結する前に、木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要がないと認める書類は、省略することができる。

申請者の住民票の写し

申請者が市税を滞納していないことを証する書類

耐震改修を行う木造住宅（以下「申請住宅」という。）の登記事項証明書その他の所有者が確認できる書類

申請住宅の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写しその他の建築年月日が確認できる書類

耐震改修設計、耐震改修工事及び耐震改修工事監理に要する費用の見積書の写し

申請住宅の位置図

耐震診断士が受けた診断講習会の修了証の写し又はこれと同等の資格を有することを証する書類

申請住宅の耐震診断の結果報告書

耐震改修工事を施工する者が第7条の要件に該当することを証する書類

その他市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者が個人情報確認同意書（別記様式第2号）を市長に提出したときは、同項第1号及び第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定による申請は、耐震改修を行う年度の12月15日までにしなければならない。

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに補助金の交付の可否を決定し、木造住宅耐震改修費補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（耐震改修の完了期限）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震改修を交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

（立入調査）

第11条 市長は、耐震改修工事の内容を確認するため必要があると認めるときは、

確認が必要となる工程において、当該職員を補助対象住宅に立ち入らせて調査させることができる。

- 2 市長は、前項の規定による調査において、耐震改修工事を施工する者及び耐震改修設計又は耐震改修工事監理をした耐震診断士の立会いを求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による調査において、耐震改修工事が適切に行われていないと認めるときは、耐震改修の実施のために必要な指示をすることができる。この場合において、当該職員に再度の調査をさせることができる。
- 4 第1項及び前項の規定により補助対象住宅に立ち入ろうとする職員は、身分証明書（別記様式第4号）を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。

（変更申請等）

第12条 交付決定者は、交付決定に係る申請の内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震改修費補助金交付申請内容変更承認申請書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

変更の内容を明らかにする書類

その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、木造住宅耐震改修費補助金交付申請内容変更承認（却下）決定通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、耐震改修を中止したときは、速やかに木造住宅耐震改修中止届出書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、耐震改修が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修実績報告書（別記様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなけれ

ばならない。ただし、市長が提出する必要がないと認める書類は、省略することができる。

補助対象経費に係る契約書又は請書の写し

補助対象経費の領収書の写し

耐震改修設計による設計図書及び当該設計図書に基づく上部構造評点を算定した書類

耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における工事箇所の写真並びに主要な材料の写真

耐震改修工事監理の工事監理報告書

その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修費補助金額確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更することができる。

この要綱の規定に違反したとき。

第11条第3項の規定による調査において、耐震改修工事が適切に行われていなかったとき。

第12条第2項の規定による承認をした場合において、必要と認めるとき。

第12条第3項の規定による届出があったとき。

耐震改修が交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了しないとき。

偽りその他不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更した場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から平成24年7月8日までの間における第4条第1号及び第8条第1項第1号の規定の適用については、第4条第1号中「住民基本台帳に記録され」とあるのは「住民基本台帳に記録され、又は本市の外国人登録原票に登録され」と、第8条第1項第1号中「住民票の写し」とあるのは「住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書」とする。